

## 既成市街地区画整理事業について(その15)

専務理事 蔵敷明秀

No.157に引き続き既成市街地区画整理事業の歴史を述べます。

### 「戦災復興事業の見直し」

戦災復興土地区画整理事業は、開始後すぐ「経済安定9原則ードッジライン」による緊縮財政のための公共事業全体の見直しが行われ、戦災復興都市計画についても、24年6月その見直しである「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」が定められました。

全国的に、区画整理区域の縮小、街路幅員の縮小、公園緑地の廃止縮小などが行われましたが、名古屋市、広島市など着手が早く、熱意が高い都市では、さほどの縮小を受けずに事業が実施されました。最終的には戦災都市102都市2万8,000haで戦災復興区画整理が行われました。

ドッジラインによる見直しでは、東京における戦災復興事業は計画過大論が強く、都市計画済み3,300haのうち仮換地指定済み、交通、消防などの緊急地区など1,652haに事業の区域を縮小、最終的にはこのうち1,274haが施行されました。

### 「土地区画整理法の制定」

昭和29年これまでの耕地整理法準用を改めて土地区画整理事業の手続きを定めた「土地区画整理法」が制定され、土地区画整理事業は名実ともに市街地整備の手法として確立しました。

助成制度については、従来は土地区画整理事業に対する国庫補助は、戦災復興事業のほかは災害復興事業だけであり、昭和27年の鳥取火災復興、昭和29年の北海道岩内の火災復興などが行われていました。

### 「道路特会による国庫補助」

昭和31年、一般の土地区画整理事業への最初の国庫補助制度である「都市改造事業」が、第一次道路整備五カ年計画の一環として創設されました。この事業は、土地区画整理事業によって道路整備が推進されることに着目し、ガソリン税を財源として、道路整備相当分を助成するものです。昭和31年度の第二阪神国道整備(神戸市、西宮市、芦屋市、尼崎市)、東京駅八重洲口駅前広場整備等の5地区を皮切りに、昭和44年度末までに330地区2,100haで補助が行われました。

昭和29年の土地区画整理法制定から昭和44年の新都市計画法制定までの間は、都市改造事業が創設された効果が大きく、公共団体施行が組合施行を上回る実績をあげました。

都市改造事業の代表例としては、密集市街地の幹線道路整備として大阪市第二阪神国道、神戸市浜手幹線地区、鉄道の新設・移設に伴う駅前広場など整備を目的とする静岡県浜松市駅南地区、大阪市新大阪駅周辺、福岡市博多駅周辺などがあります。

昭和44年の新都市計画法以後では、昭和45年から組合事業にも国庫補助が行われるようになったために、組合事業は飛躍的に増加しました。

これ以後は、No.139～144に記述しましたので、そちらを参照してください。

## 街なか再生NPO助成金公募のお知らせ

(財)区画整理促進機構(街なか再生全国支援センター)では、中心市街地活性化に関する様々な課題に取り組んでいるNPOに助成をしていますが、平成17年度の助成について以下のとおり公募しています。締め切りが間際ですでお早めに申請願います。

### 平成17年度「街なか再生NPO助成金」公募概要

#### ■助成対象

#### [1]対象地域

市町村の中心として役割を果たしている中心市街地を対象とします。

#### [2]対象分野

下記の項目で、街なか再生に寄与すると考えられる事業を対象とします。

- ①まちの資源(歴史的建造物、産業遺産)を活用する取り組み
- ②まち特有の文化、伝統を活用する取り組み
- ③まちの新たな魅力、可能性を探る取り組み
- ④まちの環境・景観を向上する取り組み
- ⑤まちを活性化するためのまちの維持管理運営に係る取り組み
- ⑥街なかの土地区画整理事業等の面整備を推進する取り組み

なお、一過性のイベントや、単なるハード整備ではなく、継続性のある事業を対象とします。

また、次のような活動は助成の対象とはなりません。

- 著しく政治・宗教・思想・個人営利などの目的に偏するもの
- 特定の事業の反対運動を目的としたもの

○実質的に完了しているもの、原則として専ら特定の個人または法人・企業が所有している土地建物等の資産の増加を行うとする活動

#### [3]対象団体

主に、まちづくりに関心を持ち、活動・運動・事業を行っている、次のいずれかの団体。

- ①法人格を取得しているNPO
- ②法人格を取得している中間法人
- ③面整備の準備組合

なお、全国を対象としているグループは対象となりません。

#### [4]対象用途

活動・事業に必要な経費とし、団体を運営する上で経常にかかる経費は対象となりません。

#### ■助成額

本年度の助成総額は200万円以内とし、1事業の助成限度額は50万円以内とします。

#### ■選考方法

##### [1]選考方法

助成の対象は「街なか再生NPO助成選考委員会」が3月中に選考・決定します。

##### [2]選考委員

委員長	浅野 光行	(早稲田大学)
委員	原田 英生	(流通経済大学)
委員	西郷 真理子	((株)まちづくりカンパニー・シーブネットワーク)
委員	水野 紳志	((独)都市再生機構)
委員	藏敷 明秀	((財)区画整理促進機構)

#### ■応募方法

##### [1]提出書類

- ①街なか再生NPO助成金交付申請書(様式1)
- ②申請団体の概要(様式2)
- ③事業の内容(様式3)
- ④事業予算書(様式4)
- ⑤市町村の推薦状(公印が押されているもの。但し、様式は自由)
- ⑥NPO、中間法人にあっては、法人格を取得していると認められる書類(写)
- ⑦その他添付資料(団体の紹介・過去の事業の資料等、活動内容が具体的にわかる資料)
- ⑧返信用封筒(切手貼付、返信先の住所・氏名を明記してください)

##### [2]応募期間

平成17年2月1日～平成17年2月28日まで  
申請書は、必要事項を記入・捺印の上、2月28日(金)までに(財)区画整理促進機構/街なか再生全国支援センター内の事務局まで郵送してください。締切日消印有効です。(郵送限定です。なお、押印を要しない書類(様式2、同3、同4)に限り、メールでの受付をします。)

#### ■選考結果

選考結果は3月末に書面にて通知します。なお、選考結果に関する問い合わせ等は一切受けません。

#### ■活動事業報告

本助成金に係る取り組みは平成18年3月末日までに終了するものとし、活動報告書、事業決算書をまとめて、平成18年4月末日までに事務局に提出してください。

#### ■申請書の請求

申請書(様式1～様式4)、市町村の推薦状(参考)は、ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.sokusin.or.jp/machinaka/npo/npo.htm>  
郵送をご希望の方は送料分の切手(1部につき140円)を貼って郵送先を記入した返信用封筒(A4が入る大きさ)を同封し、当財団「街なか再生全国支援センター」まで郵便にてご請求ください。  
問合せ先 (財)区画整理促進機構 街なか再生NPO助成金担当 山形 TEL 03-3230-8477

#### 「小説・区画整理」販売のお知らせ

この「小説・区画整理」は、当機構の広報誌『まちづくり』が創刊された平成4年から一年一話完結で連載されたものを一冊の本にまとめたものです。

この内容は事実に基づいて執筆され、組合理事長などの組合区画整理事業のリーダーを主人公に、区画整理事業推進の動機や決意、他の地権者との人間関係、関係機関との調整、新たな事業上の工夫等について多くの逸話が語られています。

ご購入を希望される場合は、当機構のホームページ「発行図書」から「図書購入申込書」を出力し、必要事項を記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

A5版・180頁・定価2,415円(税込み・送料別途)  
問合せ先 (財)区画整理促進機構 総務部 TEL 03-3230-4914

#### 「小規模区画整理のすすめ」販売のお知らせ

当機構が編集し、街なかの小規模な区画整理のメリット、事例、手続きの方法などを取りまとめた、「小規模区画整理のすすめ—これからの街なか土地活用—」が学芸出版社より出版されました。全国の書店にて好評販売中ですが、当機構でも販売しております。

B5判・176頁・定価3,360円(税込み・送料無料)  
問合せ先 (財)区画整理促進機構 総務部 TEL 03-3230-4914

## 専門家等派遣業務について

(財)区画整理促進機構では、準備組合や組合、都道府県市町村、区画整理関係団体の要請にお応えして、区画整理についての専門家や経験者を当機構の費用負担で現地に派遣し、指導助言を行っています。今年度の中間実績(2月1日現在)は以下のとおりです。

平成16年度《専門家等派遣業務》中間実績(2月1日現在)

都道府県	実施日	要請者(団体名)	派遣内容
1 兵庫県	H.16年7月	兵庫県土地区画整理推進協議会	講演「直接施行について」
2 島根県	H.16年7月	益田市中吉田平田土地区画整理組合 設立準備委員会	講演「業務代行方式について」
3 長野県	H.16年7月	長野市土地区画整理事業推進協議会	講演「これからの区画整理業のありかたについて」
4 愛媛県	H.16年7月	愛媛県土木部道路都市局都市計画課	講演「まちづくりにおける住民参加について」
5 秋田県	H.16年7月	秋田県土地区画整理行政連絡協議会	講演「清算金について」
6 千葉県	H.16年8月	千葉県沼南町高柳都市整備事務所	講演「事業推進上の合意形成および反対者対応について」
7 熊本県	H.16年8月	熊本県土木部都市計画課	講演「直接施行の実務」
8 茨城県	H.16年8月	茨城県土木部都市局都市整備課	講演「保留地販売方策－売れる保留地のつくりかた」
9 北海道	H.16年9月	北海道土地区画整理組合連合会	講演「事業完了へ向けての事務処理課題等対処方策」
10 新潟県	H.16年10月	新潟を考える会	講演「賑わいのあるまちづくりについて」
11 埼玉県	H.16年11月	埼玉県土地区画整理事業推進協議会 県東支部	講演「今後の土地区画整理事業の展望と問題点等について」
12 長野県	H.16年11月	長野県土地区画整理組合連合会	講演「組合土地区画整理事業の経営再建」
13 群馬県	H.16年12月	群馬県土地区画整理組合連合会	講演「保留地の効果的な処分方法」
14 大阪府	H.16年12月	国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所	講演「土地区画整理事業制度の概論I」
15 大阪府	H.16年12月	国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所	講演「土地区画整理事業制度の概論II」
16 宮城県	H.17年1月	宮城県土木部都市計画課	講演「地価低迷期における保留地販売促進策について」

問合せ先 (財)区画整理促進機構 企画部 TEL 03-3230-4964

問合せ先

(財)区画整理促進機構  
TEL 03-3230-4513

[←戻る](#)